

3 地域で福祉を支える

(1) 地域福祉活動との協働を進める

●練馬区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

練馬区社会福祉協議会は、(以下、区社協という。)ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託など、公共性の高い民間非営利組織として活動しており、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、つながりのある地域づくりと地域福祉の推進という重要な役割を果たしている。

区社協の運営や財政基盤は、その活動内容や趣旨に賛同する区民や団体が「会員」になることにより支えられている。平成23年3月31日現在、個人会員3,973人、団体会員は272団体となっている。

区社協の行っている主要な事業は以下のとおりである。

1 相談業務

住民から寄せられる福祉に関するさまざまな相談に対して、情報提供や支援など総合的な対応を行っている。

2 ボランティア・地域福祉推進事業 (ボランティア・地域福祉推進センターの運営)

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方を結ぶ接点として、ボランティア活動・市民活動に必要な研修会や講習会の開催、情報誌の発行などによる情報提供を行っているほか、住民、地域団体等と協力して、地域の課題解決を図るための仕組みづくりやネットワークの構築を図る取組をすすめている。

また、光が丘、大泉、関町にもコーナーを開設し、ボランティア・市民活動に関する相談に応じている。

3 権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

権利擁護センターは、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援などを行っており、区における「成年後見制度推進機関」として位置づけられている。(93ページ参照)

4 在宅サービス事業

日常生活を営む上で手助けを必要とする区民に、有償で家事援助や介護援助サービスを行っている。22年度のサービス提供時間数は、5,583時間であった。また、サービスを提供する協力員を常時募集し、22年度は4回の研修や講習会を実施した。

協力員登録状況 (23年3月31日現在) 196人 (男性27人、女性169人)

5 赤い羽根共同募金への協力

赤い羽根共同募金活動を東京都共同募金会練馬地区協力会として実施し、22年度は、区内の募金活動により集められた寄付金9,504,494円を東京都共同募金会に納付した。

6 歳末たすけあい運動募金

練馬区町会連合会、練馬区民生児童委員協議会および区社協が実施主体となり、歳末たすけあい運動募金を実施している。22年12月1日～31日の募金実績額は、15,485,561円であった。

募金活動により集められた寄付金を財源として、区内で福祉に関する事業を行なう団体の活動を支援するため、助成事業を行なっている。

7 生活福祉資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

低所得世帯、障害者世帯および日常介護を必要とする高齢者世帯の経済的自立と生活意欲の援助のために、貸付手続きを行っている。(22年度実績 98件、98,847,000円)

8 総合支援資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援を必要とする世帯を対象に、再就職までの間の生活資金等の貸付手続きを行っている。(22年度実績 105件、57,220,377円)

9 不動産担保型生活資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会からの受託事業)

高齢者が自宅の土地や家屋を担保に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活費や医療費の貸付手続きを行っている。(22年度実績 3件)

10 私立高等学校等入学資金貸付事業

生活保護世帯あるいはこれに準ずる生活困難な世帯を対象として、私立高等学校の入学に際し、入学資金に係る他の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合に入学資金等の差額分の貸付相談を行っている。

11 チェアキャブ運行事業

常時車いすを使用する障害者および高齢者の外出、社会参加を促進するため、リフト付き自動車の運行を行っている。(109ページ参照)

また、21年9月より「福祉有償運送運転者講習会」を開催し、運転者の認定を行なっている。

12 福祉作業所の受託運営

区社協は、「白百合福祉作業所 (就労継続支援B型事業)」と「かたくり福祉作業所 (就労継続支援B型事業および就労移行支援事業)」の運営を指定管理者として

受託し、主に心身または知的障害のため、一般の職場に就労が困難な方に、作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立に向けた援助を行っている。(109ページ参照)

13 障害者地域生活支援センターの受託運営

区社協は、「豊玉障害者地域生活支援センター きらら」と、「石神井障害者地域生活支援センター ういんぐ」の運営を指定管理者として受託している。両センターは、主に精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、様々なプログラムを通して、当事者、家族、ボランティア、地域住民、関係機関が連携し支えあう場となっている。(106ページ参照)

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成22年度は、継続15団体に補助金を交付した。

このほか、20年度から、地域福祉向上に向けた新しい取組に対し、活動費の補助を行っている。22年度は継続2団体に対して補助を行った。

また、18年度から、講座や勉強会、交流活動などの地域福祉普及啓発活動への活動費補助を行っている。22年度は、新規1団体・継続11団体に対して補助を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などを車に乗せて、有料で送迎を行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に許可された法人に限り、合法的に実施できることになっている。

区では、平成16年12月に、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。協議の結果、現在区において福祉有償運送が承認されている団体は12団体である。

道路運送法改正により、福祉有償運送の運転者は、二種免許を取得するか認定講習を受講することが義務付けられた。区は、18年12月に国土交通省から認定講習実施機関として認定を受け、移動サービス研修を実施していたが、21年9月から区社協において実施している。

22年度の認定講習受講者は35人であった。

●相談情報ひろば

地域の身近な相談窓口として区民に必要な情報を提供し、また、地域福祉推進の拠点としての役割や地域の交流を深めることを目的として「相談情報ひろば」を開設している。その運営は、地域でさまざまな福祉活動を実施している地域福祉活動団体が行っており、区では運営費の一部を助成している。平成23年3月現在において開設されている「相談情報ひろば」は、常設型3か所、週一回開設型7か所の計10か所である。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「区民が協働で築く“ねりま”の地域福祉」の基本理念のもと、「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に平成19年10月に開設した。3期生29人、4期生41人が在学している。

(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する

●民生委員・児童委員

民生委員は、地域社会、地域住民の福祉の向上に貢献するため、知事の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員である。高齢者、障害者、低所得世帯、ひとり親家庭等の実態を把握し、適切に援助・支援することをその職務内容としている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

区では、平成23年4月1日現在、20地区計570人を定数として民生児童委員協議会を組織し、活動している。このうち40人の主任児童委員は、児童問題を専門に活動する民生委員・児童委員である。

(3) 保健福祉サービスの利用を支援する

●権利擁護センターほっとサポートねりまの運営

高齢や障害のため「福祉サービスの利用」や「財産管理」が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、選択して利用することで地域で安心して生活できるように支援することを目的として、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援を行っている。また、平成19年1月には区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

なお、この運営は、区社協が行っている。

①相談の状況（23年3月31日現在）

*相談者901人、延べ相談件数7,185件

*相談者のうち、成年後見制度に関する相談者496人、延べ907件

②福祉サービス利用援助事業の契約支援の状況（23年3月31日現在）

*地域福祉権利擁護事業利用者：92人

*財産保全・各種手続き代行サービス利用者：16人

●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護するため、サービスに関して苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

この機関は、弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

22年4月～23年3月の相談・苦情受付件数は188件、改善要望の申立ては11件であった。

(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める

●福祉のまちづくり総合計画の推進

まちは、本来、年齢や障害にかかわらず、すべての人が安心して生活できるものであり、一人ひとりが人間として尊重され、相互に支えあい責任を持ちながら自由に行動できるものでなければならない。

区は、平成18年3月に、だれもが社会参加が可能な福祉のまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり総合計画（18年度～22年度）を区民との協働で策定した。

計画の目標を「ずっと住みたいやさしいまち＜安心・らくらく・便利＞」とし、基本的な姿勢と12の基本方針を定めた。また、総合計画を実効性と継続性のあるものとするため、基本方針ごとにアクションプラン（行動計画）を実施するとともに、区民との協働による推進事業を実施している。

このことにより、福祉環境の整備を進めるとともに、共感、協働の福祉のまちづくりの考え方を広めている。

1 基本方針とアクションプラン

基本方針	アクションプラン
歩きやすい歩きたくなる道づくり	安心して歩ける道をつくります。
また来たくなる、楽しめる公園づくり	より魅力的に、より安心して使え、より楽しめる公園をつくります。
駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり	スムーズな乗り換えの実現を目指します。
人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり	放置自転車をなくして、歩行者と自転車の共存を目指します。
行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり	既存建築物バリアフリーアドバイザーの仕組みをつくります。
建物を活かす、総合的な運用やサービスの提供	建物トータルマネジメントマニュアルを作成します。
建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに	まちぐるみでバリアフリーの推進に取り組みます。
出会って交流、学んで行動、“気づき”で変える	出会いと学びの場を支援します。
手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪	身近な地域の生活情報やルールに関する情報が共有できる仕組みをつくります。
みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし	みんながうれしいハートフルなお店を増やします。
いざというときにも安全安心。ふれあいのまち	いざというときにも安心できるための準備を進めます。
気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに	身近な地域単位のらくらく外出情報を発信します。

2 推進事業

① 福祉のまちづくり200人モニター

福祉のまちづくりに関心のある区民がモニターとして登録し、使う人の視点で、ものづくり仕組みづくりを考える。

任期：2年 毎年100人募集

職務：アンケート調査、現地調査・検証、研修への参加

② 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業

福祉のまちづくりの推進につながる区民発意の企画提案を募集し、事業費の一部を助成する。

平成22年度助成状況

助成区分	助成限度額	22年度実績	
はじめの一步助成部門	5万円	5件(計169,502円)	
パートナーシップ活動助成部門	地域活動	20万円	12件(計1,800,650円)
	設備整備を伴う活動	100万円	— (—)
テーマ部門	普及啓発・学び活動助成	25万円	2件(計479,555円)

③ 福祉のまちづくりを推進する区民協議会

総合計画の評価、検証を行うとともに、福祉のまちづくりの提案を行う※22年度は休会。(計画改訂のため、懇談会を開催)

●やさしさ情報ねりまっぷ

区民の社会参加を促進するため、区立施設や公共交通機関、民間施設等の福祉環境の整備状況等を区民との協働により調査し、福祉情報地図（冊子）を作成した。平成14年度に区内東部地区版を作成し、15年度には区内西部地区版を作成した。18、19年度は、福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業テーマ部門（地図作成）により、区民提案のあった7地区において、ねりまっぷミニを作成し、地域のやさしさ情報を提供した。

20年度には、区民提案のあった1地区において、子育て支援マップを作成した。

また、21年度は、福祉関係団体やまちづくりに関心のある区民の協力を得て「練馬駅南口外出しやすいまち情報マップ」を作成した。

加えて、22年度は、パートナーシップ活動助成部門に提案のあった2地区でマップづくりが行われた。